原判決を破棄する。

被告人を懲役壱年及び罰金五千円に処する。

但し本裁判確定の日より参年間右懲役刑の執行を猶予する。

右罰金を完納することができないときは金弐百円を壱日に換算した期間被告人を労役場に留置する。

差押に係る雲助二個、一升壜十本、コップ大小二個(但し破損品)、蓋付かめ一個及び漏斗一個(以上大洲税務所保管)並に焼酎九升三合の換価代金三百四十二円はいずれもこれを没収する。

理 由

検察官(松山地方検察庁大洲支部検察官事務取扱副検事A)の控訴趣意並に弁護 人山本芳三郎の答弁は別紙記載の通りである。

原判決が弁護人の公訴時効完成の主張を排斥したのは正当であり所論は採用できない。

罪となるべき事実及びこれを認める証拠は原判決の示す通りである。(但し原判 決挙示の証拠中告発書、通告書案及び郵便物配達証明書を除く)。

(法令の適用)

原判示第一の所為につき昭和二十四年四月三十日法律第四十三号酒税法等の一部を改正する法律附則第二十一項同法律による改正前の酒税法第十七条第六十四条第一項第二号罰金等臨時措置法第二条 原判示第二及び第三の各所為につき昭和二十八年法律第六号附則第十四項、同法律による改正前の酒税法第五十三条第六十二条第一項第三号(各懲役刑選択)

原判示第四の所為につき昭和二十八年法律第六号附則第十四項、同法律による改 正前の酒税法第十四条第六十条第一項(懲役刑選択)

刑法第四十五条前段第四十七条第十条(原判示第四の罪の刑に併合罪加重)第四十八条第一項

刑法第二十五条第十八条

酒税法第六十二条第二項第六十条第四項 仍て主文の通り判決する。 (裁判長判事 坂本徹章 判事 塩田宇三郎 判事 浮田茂男)